

# 大分県報

平成三十一年  
第三〇四九号  
一月十一日

（金曜日）

## 目次

### 告示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請……………  
指定予定保安林……………  
急傾斜地崩壊危険区域の廃止……………

### 告示

#### 大分県告示第六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。

平成三十一年一月十一日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

一 変更申請のあった年月日

平成三十年十二月十八日

二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 輝くピアホーム

三 代表者の氏名

川野 正

四 主たる事務所の所在地

国東市国東町田深千四百五十番地

五 定款に記載された目的

この法人は、地域に居住する精神障がい者、身体障がい者、知的障がい者に対する生活支援、就労支援、障がい者に関する啓発事業を行い、障がい者の福祉保健の発展と障がい者に対する偏見と差別のない社会を築くことを目的とする。

平成三十一年一月十一日

大分県報（告示）

一

### 六 定款変更の内容

会員に関する事項の変更  
役員に関する事項の変更  
会議に関する事項の変更  
資産及び会計に関する事項の変更  
定款の変更に関する事項の変更  
公告の方法の変更

#### 大分県告示第七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成三十一年一月十一日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

一 保安林予定森林の所在場所

国東市国見町赤根字落石二二八九番

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県東部振興局並びに国東市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 大分県告示第八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により指定した急傾斜地崩壊危険区域の一部を次のとおり廃止する。

平成三十一年一月十一日

大分県知事 広瀬 貞

指定区	大分県知事 広瀬 貞		
域の名	市町村	大字	字
稲川	国東市	横手	尻ノ田
	国東町		米山
			六五七〇番一 六六二二番一
			地番

附則

急傾斜地崩壊危険区域の指定(平成八年大分県告示第百四十五号)の一部を次のように改正する。

指定区域の表の横手の項中

尻ノ田	六四六一番、六四六三番、六四六四番、六四九八番から六五〇五番まで、六五〇九番から六五一一番まで、六五一三番、六五一五番から六五一八番まで、六五一九番一、六五一九番二、六五二〇番、六五二一番、六五二七番から六五三一番まで、六五三三番から六五三八番まで、六五三九番の一部(標柱二号と標柱三号を結んだ線の南側の部分)、六五四一番の一部(標柱二号と標柱三号を結んだ線の南側の部分)、六五四四番、六五四五番、六五四六番の一部(標柱二号と標柱三号を結んだ線の南側の部分)、六五四七番二の一部、(標柱二号と標柱三号と結んだ線の南側の部分)、六五六三番の一部(標柱一号と標柱二号を結んだ線の南側の部分)、六五六六番、六五六七番、六五六八番一、六五六八番二、六五六九番から六五七二番まで、六五七六番、六五七七番一、六五七七番二、六五七七番三、六五七九番一、六五七九番二、六五八一番から六五八三番まで、六五九〇番一、六六二二番一、六六二二番一及び六六二二番の三
-----	--

尻ノ田	六四六一番、六四六三番、六四六四番、六四九八番から六五〇五番まで、六五〇九番から六五一一番まで、六五一三番、六五一五番から六五一八番まで、六五一九番一、六五一九番二、六五二〇番、六五二一番、六五二七番から六五三一番まで、六五三三番から六五三八番まで、六五三九番の一部(標柱二号と標柱三号を結んだ線の南側の部分)、六五四一番の一部(標柱二号と標柱三号を結んだ線の南側の部分)、六五四四番、六五四五番、六五四六番の一部(標柱二号と標柱三号を結んだ線の南側の部分)、六五四七番二の一部、(標柱二号と標柱三号を結んだ線の南側の部分)、六五六三番の一部(標柱一号と標柱二号を結んだ線の南側の部分)、六五六六番、六五六七番、六五六八番一、六五六八番二、六五六九番から六五七二番まで、六五七六番、六五七七番一、六五七七番二、六五七七番三、六五七九番一、六五七九番二、六五八一番から六五八三番まで、六五九〇番一、六六二二番一、六六二二番一及び六六二二番の三
-----	--

を

米山	六六二二番一及び六六二二番三
	五番、六五四六番の一部(標柱二号と標柱三号を結んだ線の南側の部分)、六五四七番二の一部(標柱二号と標柱三号を結んだ線の南側の部分)、六五六三番の一部(標柱一号と標柱二号を結んだ線の南側の部分)、六五六六番、六五六七番、六五六八番一、六五六八番二、六五六九番、六五七〇番二、六五七一、六五七二番、六五七六番、六五七七番一、六五七七番二、六五七八番、六五七九番一、六五七九番二、六五八一番から六五八三番まで及び六五九〇番一

に改める。